

様式第1号(第2条関係)



令和7年4月30日

令和6年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 浜崎 晋一 様

鳥取県議会議員

語堂 正範

1 交付を受けた政務活動費の額

3,000,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項 目	金 額	主な支出の内訳
	円	
調査研究費	304,961	内外情勢調査会会費、日本海政経懇話会会費
研 修 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	25,740	政経レポート購読料
広 報 費	360,000	HP管理運営費
事 務 所 費	961,516	事務所家賃・光熱水費
事 務 費	0	
人 件 費	0	
合 計	1,652,217	

3 支出に充てない残額

1,347,783 円

令和6年度 政務活動費出納簿

合計		議員名: 語堂 正範 (単位:円)										残 高
月	収 入	支 出										
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
4月	750,000	140,250	0	0	0	0	0	78,459	0	0	218,709	531,291
5月	0	0	0	0	0	0	0	69,701	0	0	69,701	461,590
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	461,590
7月	750,000	0	0	0	0	0	60,000	137,487	0	0	197,487	1,014,103
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,014,103
9月	0	0	0	0	0	0	60,000	74,778	0	0	134,778	879,325
10月	750,000	118,800	0	0	0	0	0	0	0	0	118,800	1,510,525
11月	0	0	0	0	0	0	60,000	141,574	0	0	201,574	1,308,951
12月	0	0	0	0	0	0	0	71,613	0	0	71,613	1,237,338
1月	750,000	0	0	0	0	0	90,000	79,148	0	0	169,148	1,818,190
2月	0	0	0	0	0	0	0	101,458	0	0	101,458	1,716,732
3月	0	45,911	0	0	0	25,740	90,000	207,298	0	0	368,949	1,347,783
合 計	3,000,000	304,961	0	0	0	25,740	360,000	961,516	0	0	1,652,217	1,347,783

令和6年度 政務活動費出納簿

4月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
12月12日	内外情勢調査会 会費 (R5.10～R6.9月分)	198000円 × 6/12カ月=99000 円		99,000									99,000	3-1
2月15日	日本海政経懇話会2024年会費 (日本海新聞社)	55000円 × 9/12カ月=41250 円		41,250									41,250	4-1
4月10日	第1四半期交付分		750,000										0	
4月30日	4月分議員事務所賃借料	87177円 × 9/10 =78459円								78,459			78,459	1-1
4月 計			750,000	140,250	0	0	0	0	0	78,459	0	0	218,709	

令和6年度 政務活動費出納簿

5月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
5月31日	5月分議員事務所賃借料	77446円 × 9/10 =69701円								69,701			69,701	1-2
5月 計			0	0	0	0	0	0	0	69,701	0	0	69,701	

令和6年度 政務活動費出納簿

6月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

[illegible]

令和6年度 政務活動費出納簿

7月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
7月3日	HP管理(4月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-1
7月3日	HP管理(5月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-2
7月10日	第2四半期交付分		750,000										0	
7月31日	6月分事務所賃借料	75638円 × 9/10 =68074 円								68,074			68,074	1-3
7月31日	7月分事務所賃借料	77126円 × 9/10 =69413 円								69,413			69,413	1-4
7月 計			750,000	0	0	0	0	0	60,000	137,487	0	0	197,487	

令和6年度 政務活動費出納簿

8月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

[illegible]

令和6年度 政務活動費出納簿

9月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
9月3日	HP管理(6月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-3
9月3日	HP管理(7月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-4
9月24日	8月分事務所賃借料	83087円 × 9/10 = 74778円								74,778			74,778	1-5
9月 計			0	0	0	0	0	0	60,000	74,778	0	0	134,778	

令和6年度 政務活動費出納簿

10月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

[illegible]

令和6年度 政務活動費出納簿

11月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

11月分			支 出											領収書等
期 日	摘 要	算出方法等	収 入	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	の番号
11月11日	9月分事務所賃借料	80068円 × 9/10 = 72061円								72,061			72,061	1-6
11月11日	10月分事務所賃借料	77237円 × 9/10 = 69513円								69,513			69,513	1-7
11月14日	HP管理(8月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-5
11月14日	HP管理(9月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-6
11月 計			0	0	0	0	0	0	60,000	141,574	0	0	201,574	

令和6年度 政務活動費出納簿

12月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

12月分				支 出										領収書等 の番号
期 日	摘 要	算出方法等	収 入	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
12月27日	11月分事務所賃借料	79571円 × 9/10 = 71613円								71,613			71,613	1-8
12月 計			0	0	0	0	0	0	0	71,613	0	0	71,613	

令和6年度 政務活動費出納簿

1月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
1月8日	HP管理(10月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-7
1月8日	HP管理(11月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-8
1月8日	HP管理(12月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-9
1月10日	第4四半期交付分		750,000										0	
1月17日	12月分事務所賃借料	87943円 × 9/10 = 79148円								79,148			79,148	1-9
1月 計			750,000	0	0	0	0	0	90,000	79,148	0	0	169,148	

令和6年度 政務活動費出納簿

2月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
2月12日	1月分事務所賃借料	112732円 × 9/10 = 101458円								101,458			101,458	1-10
2月 計			0	0	0	0	0	0	0	101,458	0	0	101,458	

令和6年度 政務活動費出納簿

3月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
3月18日	2月分事務所賃借料	120322円 × 9/10 = 108289円								108,289			108,289	1-11
3月27日	HP管理(1月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-10
3月27日	HP管理(2月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-11
3月27日	HP管理(3月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-12
3月31日	3月分事務所賃借料	110010円 × 9/10 = 99009円								99,009			99,009	1-12
3月31日	日本海政経懇話会2025年会費 (日本海新聞社)	55000円 × 3/12ヵ月=13750円		13,750									13,750	4-2
4月18日	政経レポート(R6.4～R7.3月分)							25,740					25,740	5-1
3月31日	会派・議員連盟関係政務活動費			32,161									32,161	6-1
3月 計			0	45,911	0	0	0	25,740	90,000	207,298	0	0	368,949	

令和6年度 政務活動事務所状況報告書

議員名： 語堂正範

1 所在地・所有形態

所在地：鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

電話番号：0858-27-1495

FAX番号：0857-27-1496

設置形態

- ☐ 自宅敷地外
☐ 自宅敷地内別棟
☐ 自宅の一部を専用使用
☐ 自宅と兼用

所有形態

- ☐ 自己所有（生計を一にする親族名義を含む）
☒ 賃借
 ↳ ☒ 第三者所有（賃貸借契約先 有限会社フォーユー）
 ☐ 関連会社（会社名）
 ☐ 生計を一にしない親族

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用

☐ 有り

- ☐ 自宅
☐ 後援会事務所
☐ 政党事務所
☐ その他

☐ 使用実態による按分

- ☐ 使用時間割
 （政務活動使用時間 h / 事務所使用時間 h）
☐ 使用面積割
 （政務活動使用面積 m² / 事務所面積 m²）
☐ その他
 （根拠：）

按分率(A)	
/	%

☒ 無し

按分率(C)
9/10

☐ 明確に区分できない場合

按分率(B)
☐ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4 ☐ ()

* 兼用の数による按分とする。

* 後援会事務所や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所：東伯郡琴浦町上伊勢118番地

政党事務所住所：東伯郡琴浦町上伊勢118番地

(記載上の注意)

- ・年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること(選挙時は特に注意すること)
- ・複数の政務活動事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

費目ごとの按分率一覧

議員名:

語堂正範

1 事務所費

按分率=

9 / 10	90 %
--------	------

 ←「政務活動事務所状況報告書」のA・B・Cのいずれか

- | | | | |
|--|---|---|------------------------------|
| ☒ 事務所賃借料 | ☒ 電気代 | ☒ 上下水道代 | ☐ その他 |
| ☐ 駐車場賃借料 | ☐ ガス代 | ☐ 灯油代 | |

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

① 固定電話 (ファクシミリ兼用含む) (番号 — —)

- ☐ 自宅設置 . . . 1 / 2
☐ 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

② ファクシミリ専用 (番号 — —)

- ☐ 自宅設置 . . . 1 / 2
☐ 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

(2) インターネット回線使用料、プロバイダ料

① (契約先)

- ☐ 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1 / 2
☐ 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

② (契約先)

- ☐ 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1 / 2
☐ 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

(3) 携帯電話 ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

(番号 — —)

- ☐ 政務活動以外(私用など)にも使う場合 . . . 1 / 2
☐ 政務活動用携帯電話を別に持つ場合 . . . 9 / 10

⇒政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。

(番号 — —)

(4) 消耗品、備品等

- ☐ 自宅や外出先で使用する場合 . . . 1 / 2
☐ 事務所で使用する場合 . . . 事務所費の按分率による

3 広報費 ※印刷物(はがきを含む)については、成果物を1部添付すること

(1) 広報紙印刷費・送料

- ☐ 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合 . . . 面積按分
☐ 政務活動のみの場合 . . . 10 / 10



賃貸借契約書

次の当事者間において、**建物** 賃貸借をするため次の契約を締結する。

第1条 賃貸人**フオーユ一**は、その所有にかかる次の表示の

を賃借人**語堂正範**に賃貸し、使用せしめることを約し、

賃借人**語堂正範**はこれを賃借し賃料を支払うことを約した。

物件の表示

町 番地所在

1 **建物** --- **鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6**

2

3

第2条 賃借人は、本契約と同時に敷金として金 _____ 円也を賃貸人に預託するものとす。

第3条 賃料は1ヵ月金 **60,000** 円、及び、共益費**使用実費** 円也とし、毎月 **末** 日限り前家賃として賃貸人の住所に持参し、または、賃貸人の指定する金融機関に振込により支払う。

第4条 この賃貸借期間は、2022 年 6 月 1 日から 2023 年 4 月30日までの _____ 年とする。ただし、両当事者協議の上期間を更新することができる。

第5条 賃借人は、本物件を **事務所** に使用し、他の用途に使用することはできない。

~~第6条 賃借人は、賃貸人の承諾がなければ賃借権の譲渡、または賃借物件を転貸し、または、同居人を置くことができない。~~

~~第7条 賃借人は、賃貸人の承諾がなければ賃借物件の造作、模様替等を行うことができない。この費用は賃貸人の負担とする。~~



第8条 賃借人は、賃貸建物内において危険若しくは近隣に迷惑となるべき行為をしてはならない。

第9条 賃借人は、その責に帰すべき事由により、賃貸建物を滅失またはき損せしめたときは、その賠償の責に任ずる。

第10条 賃借人が、賃料の支払いを1ヵ月以上怠ったときは、催告のうえで、賃貸人は賃貸借契約を解除することができる。

第11条 第3条の賃料について、契約期間内といえども物価の変動その他の事由によっては、当事者協議のうえ、これを増減することができる。

第12条 賃借人が、第5条から第8条までの規定の何れかに違反したときは、賃貸人は賃貸借契約を解除することができる。

~~第13条 賃借人が、第9条の規定に基づく賠償金を支払わず、または賃料の支払いを怠ったときは、賃貸人は敷金をもってこの弁済に充当することができる。~~

~~第14条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、かつ賃借人が賃借物件を明け渡したときは、敷金からを償却し、残額を賃借人に返還する。~~
~~敷金には利子を付さない。~~

第15条 賃借人は、賃借物件明け渡しのときはこれを現状に復さなければならない。ただし、賃貸人の同意があれば現姿のままとする。

~~第16条 連帯保証人があるときは、賃借人の賃料支払等一切の債務を賃借人と連帯して履行することを要する。~~

第17条 賃借人が、契約期間内に賃借物件を明け渡し契約を解除しようとするときは、明け渡し1ヵ月前に賃貸人に申し出なければならない。万一予告のないときは、1ヵ月分の賃料を支払うものとする。

(特約事項)

- (1) 賃料等の振込先は、**山陰合同** **農業協同組合** **銀行** **倉吉駅前** **支店** **普通** **預金**
信用金庫 **支店**

口座番号 2664188

番 名義 **有限会社 フォーユー**

(2)



以上の契約を証するため、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印して、各1通ずつ保有する。

平成 年 月 日

貸 貸 人 住 所
氏 名

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6
有限会社 フォーユー
代表取締役 杉本 一道



貸 借 人 住 所
氏 名

鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢118番地
正記



連帯保証人 住 所
氏 名



宅地建物取引業者

建設大臣
免許番号 () 第 号
鳥取県知事

事務所所在地

商 号

代表者氏名

取引主任者氏名 (登録番号 号)



宅地建物取引業者 免許番号

建設大臣
() 号
鳥取県知事

事務所所在地

商 号

代表者氏名

取引主任者氏名 (登録番号 号)



請求書

6年4.25

No.

23

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

五箇一様

様

有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

87,177

消費税率等

品目	品名	数量	単価	金額	税率	税額	消費税
1	前期繰越金			30,500			
2							
3	建物			47,000			
4							
5							
6	賃借料			6,000			
7	電力料			2,400			
8	水道料			2,400			
9	水道料			2,400			
10	水道料			2,400			
11							
12							
合計(税抜・税込)							
		税率	%				消費税率等
		税率	%				消費税率等

三三 2-322

1-1

領収証

No.

23

五箇一様

様

6年4月30日

★

87,177

但/ 消費税: 3,677 (47%)

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

請求書

6年5.28日

No. 24

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

三井物産株式会社様

有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

77,446-

消費税額

月日	品名	数量	単価	金額	税抜	税込	税率%	摘要
4/2	前期繰越金			57,177-				
4/3	前期繰越金			57,177-				
4/4								
4/5								
4/8	建物賃借料			60,000-				
4/8	電力料			1,600-				
4/9	水道料			2,240-				
4/10	水道料			2,240-				
4/11								
4/12								
合計(税抜・税込)								
次期繰越金								

コクヨ W-322

1-2

領収証

No. 24

三井物産株式会社様

6年5.31日

★ 77,446-

但

上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

請求書

6年6.25日

No. 25

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

様

有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

税込合計金額

75,638

消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額	税抜	税込	税率	摘要
05	前期繰越金							
2								
3	水道料							
4								
5								
6	建物賃借料							
7								
8	電力料							
9	水道料							
10	水道料							
11								
12								
合計(税抜・税込)								
次期繰越金								

コード 7-322

1-3

領収証

No. 25

福至堂様

6年7月31日

★ 75,638

但 67都庁賃料・水道料
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

請 求 書

6 年 7.26 日

No. 26

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

様

有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

52,764

月 日	品 名	数量	単 価	金額(税抜・税込)	税率%	摘要
2016	1 前期繰越金			70,625	10	26
	2					
	3 町内会費					
	4					
2016	5 建 物					
	6 賃 借 料			6,100		
	7 電 力 料			15,000		
	8 水 道 料			2,405		
	9 水 道 料			2,200		
	10			1,028		72,261
	11					
2016	12 7.26 期 前 払 金			10,000		82,261
合 計 (税抜・税込)						
次期繰越金						

コナミ ウ-322

7-4

領 収 証

No. 26

三井物産株式会社 様

6 年 7 月 31 日

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

請 求 書

6 年 8.26

No. 27

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

三浦 幸一 様

有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

税込合計金額

83,087.-

消費税額等

月 日	品 名	数量	単 価	金額 (税抜・税込)	税率 (%)	摘要
7/26	1 前期繰越金			15,764	8%	
7/27	2 当分繰越金			15,764		
8/3	3 建 物					
	4 賃 借 料			60,000		
	5 電 力 料			17,959		
	6 水 道 料			2,433		
	7 水 道 料			2,635		
	10					
	11					
	12					

合計 (税抜
次其

コウモ リ-322

領 収 証

No. 27.

1-5

三浦 幸一 様

6 年 9.24 日

★ 83,087.-

但 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

請 求 書

6年 9.26 日

No. 28

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

様 有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

80,068

消費税額等

月	品 名	数量	単 価	金額	税 率	税 額	税 率	税 額	備 考
1	前期繰越金			80,068					
2									
3									
4									
5	建 物								
6	賃 借 料			6,000					
7	電 力 料			16,390					
8	水 道 料			1,478					
9	水 道 料			2,200					
10									
11									
12									
合 計									
税 率									
税 率									
次期繰越金									

コクミ ワ-022

1-6

領 収 証

No. 28

有限会社 フォーユー 様

6年 11.11 日

★ 80,068

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

No. 29

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

様

有限公司 7 卷 一 二 一

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

月日	品名	数量	單價	金額	摘要
9/26	前期繰越金			80263-	105 28
10/3	建物賃借料			60000	
	電力料			12557	
	水道料			1458	
	水道料			2203	
				(JIS) 72237)	
10/36	当分繰上金				

合計：船主-船客

7-7

領 收 証

No: 29

五五五五

様

6年 11月 11日

★

27.237.

但

但   7月
上記正に領収いたしました

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費稅額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限公司 7-1-21

請求書

6年11.26

No. 30

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

様 有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

（税別）

税込合計金額

77,571

消費税等

内

月	品名	数量	単価	金額	税率	摘要
12	前期繰越金			5,000		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7	建物賃借料			6,000		
8	電力料			1,571		
9	水道料			1,571		
10	水道料			1,571		
11						
12						
合計（税抜・税込）						
次期繰越金						

コクヨ W-322

1-8

領収証

No. 3.0

三井物産株式会社様

6年12.27日

★ 39,571.-
但 金銭債権の消滅
上記正に領収いたしました



内訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

請 求 書

3 年 12.31 日

No. 3. 1.

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額				消費税額等			
87.943							
月	品名	数量	単価	金額	税抜	税率	摘要
12	前期繰越金			79,571			20
2	繰越金			79,571			
3	建物						
5	賃借料			6,000			
7	電力料			2,426			
8	水道料			1,478			
9	水道料			2,200			
10							
11							
12							
合計(税抜・税込)				税率	%		消費税額等
次期繰越金				税率	%	87.943	消費税額等

コクヨ ケ-322

1-9

領 収 証

No. 31

有限会社 フォーユー 様

2 年 1月17 日

★ 87.943.-

但 領収料 3,000円 27円 =
上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

請求書

7年 1.27 日

No.

32

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

様

有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

112,732.-

項目	品名	数量	単価	金額(税込・税込)	税率	備考
1	前期繰越金			57,900		
2						
3				57,900		
4						
5	建物			60,000		
6	賃借料			14,000		
7	電力料			1,478		
8	水道料			2,200		
9	水道料					
10						
11						
12						

合計(税込・税込)

1-10

領収証

No.

32

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

様

7年 2月2日

★ 112,732.-
但 領収済み
上記正に領収いたしました



内訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

請 求 書

7 年 2.27 日

33

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

様

有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

20,322

消費税率

品名	数量	単価	金額	税率	税額
1 前期繰越金			12,732		32
2 前期繰越金			12,732		32
3 建物					
4 賃借料			60,000		
5 電力料			5,626.2		
6 水道料			1,860		
7 水道料			2,200		
8					
9					
10					
11					
12					
合計(税抜・税込)					
次期繰越金			20,322		

コード フ-322

7-11

領 収 証

No. 33

五五に範
五五に範

様

7 年 3月18 日

★

20,322

但

消費税: 3,270 (27%)

上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

請求書

7年3月25日

No. 34

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

請込に元

様

有限会社フオーユ一

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

110,000/-

消費税額等

品目	品名	数量	単価	金額	税率	消費税額
1	前期繰越金			20,000		
2						
3	建物			12,000		
4						
5	賃借料			6,000		
6	電力料			4,000		
7	水道料			1,000		
8	水道料			2,000		
9						
10						
11						
12						
合計(税抜・税込)				110,000		
次期繰越金						

コフコ 7-322

1-12

領収証

No. 34

請込に元

様

7年3月31日

★ 110,000/-

但 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社フオーユ一

領収書

2-1

語堂 正範

様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2024年4月に於ける諸作業代として

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

振込の場合

※お振込みの場合は手数料の負担をお願い致します

湯梨浜無人航空 そらあい

鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773

領収書

2-2

語堂 正範

様

¥ 60,000 -

価格 は 税 込 み
但 2024年5月に於ける諸作業代として

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

振込の場合

※お振込みの場合は手数料の負担をお願い致します

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773

領収書

2-3

語堂 正範

様

¥ 60,000 —

価格は税込み

但 2024年6月に於ける諸作業代として

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 —

計

¥ 60,000 —

振込の場合

※お振込みの場合は手数料の負担をお願い致します

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773

領収書

2-4

語堂 正範

様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2024年7月に於ける諸作業代として

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

振込の場合

※お振込みの場合は手数料の負担をお願い致します

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773

領収書

2-5

語堂 正範

様

¥ 60,000 —

価格は税込み

但 2024年8月に於ける諸作業代として

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 —

計

¥ 60,000 —

振込の場合

※お振込みの場合は手数料の負担をお願い致します

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773

領収書

2-6

語堂 正範

様

¥ 60,000 —

価格は税込み

但 2024年9月に於ける諸作業代として

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

振込の場合

※お振込みの場合は手数料の負担をお願い致します

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773

領収書

2-7

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2024年10月に於ける諸作業代として

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

振込の場合

※お振込みの場合は手数料の負担をお願い致します

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773

領収書 2-8

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2024年11月に於ける諸作業代として

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計 ¥ 60,000 -

振込の場合

※お振込みの場合は手数料の負担をお願い致します

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773

領収書

2-9

語堂 正範

様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2024年12月に於ける諸作業代として

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

振込の場合

※お振込みの場合は手数料の負担をお願い致します

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773

領収書

2-10

語堂 正範

様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年1月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました。

内訳

実施内容

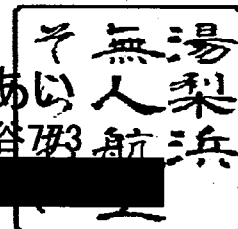
金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計 ¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあ
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷



領収書

2-11

語堂 正範

様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年2月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました。

内訳

実施内容

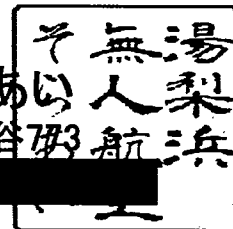
金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計 ¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあ
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷



領収書

2-12

語堂 正範

様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年3月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました。

内訳

実施内容

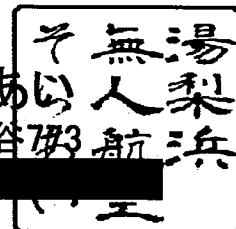
金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計 ¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあ
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷743



3-1

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-12-12		A93190008
取扱店		
払込口座	00120-3	45104
払込金額	*198,000	料金
振替受付票		
払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。消費料金は含まれていません。		
00120345104		
45104		
1980000		
〒880-2315 鳥取県鳥取市東町1-15番8号 一般社団法人 鳥取県外情調査会		
TEL 0857-22-2800 FAX 0857-22-2801		

自動で融資！口座貸越サービス
新プランで金利引き下げキャンペーン中

請求書

鳥取県議会 議員 語堂 正範 様
請求金額 198,000円
(消費税等 18,000円を含む)

請求期間 令和 5年 10月~令和 6年 9月
(支払期日 令和 5年10月31日)

種類	配信先 (敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
会費		1	15,000	12	180,000
		10%	【対象金額】		180,000
			【消費税等】		18,000

請求日

請求番号

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-15番8号
一般社団法人 鳥取県外情調査会
電話 0857-22-2800
(適格請求書発行事業者登録番号) 登録番号: T1010005018622

この件についてのお問合せは、鳥取支局 までお願い致します。 (TEL:0857-22-2800)

3-2

票 明 用 利 金

お取扱日	店番	取扱番号
06-10-08		A93140001
取扱店	取扱店	
払込口座	00120-3	45104
払込金額	*237,600	料金
振替受付票		
払込みの証拠となるものは、消費税率等が含まれます。		
お借入れ！口座貸越サービス		

請求書

鳥取県議会
議員 語堂 正範

様

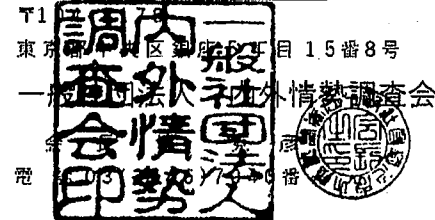
請求金額 237,600円
(消費税等 21,600 円を含む)

請求期間 令和 6年 10月 1日~令和 7年 9月 30日
(支払期日 令和 6年10月31日)

種類	配信先 (敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
会費		1	18,000	12	216,000
		10%	【対象金額】		216,000
			【消費税等】		21,600

請求日

請求番号

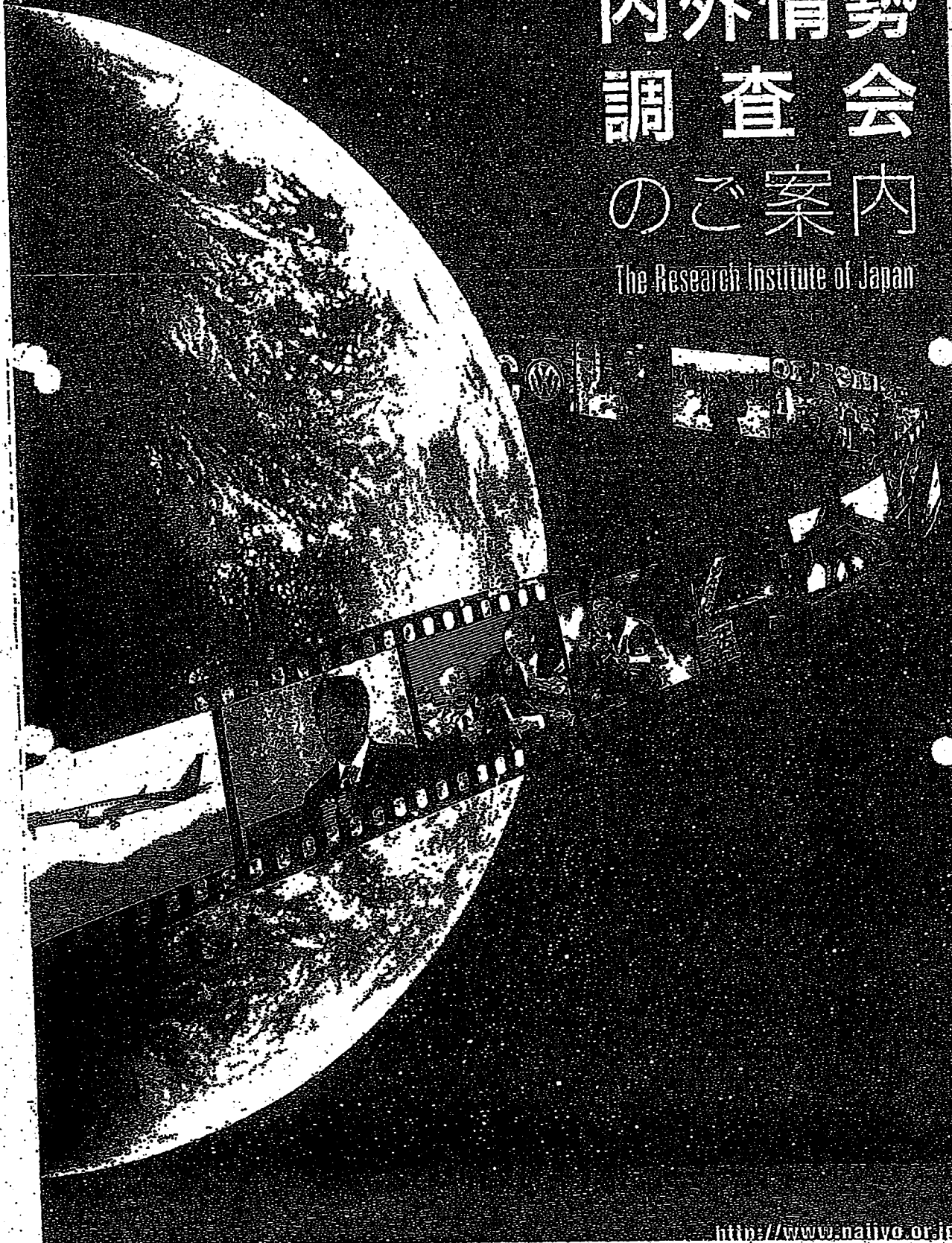


登録番号: T1010005018622

一般社団法人

内外情勢 調査会 のご案内

The Research Institute of Japan



<http://www.naiyo.or.jp>



時局と展望を手触りで識る

一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的に、時事通信社の関連団体として1954年12月に設立されました。

全国各地の企業経営者や官公庁の代表者などが会員として入会し、国内外の諸問題についての講演会や資料提供により、会員の知識の向上と理解の増進を図っています。

講演会は、全国各地の会員で構成する支部懇談会と、すべての会員を対象とする全国懇談会があり、それぞれ年間10回開催。講演会の年間開催回数はおよそ1500回に上ります。

講師には、有力政治家、経済団体首脳、主要国の駐日大使、国内各地の自治体首長のほか、政治、経済、国際、防衛、文化などさまざまな分野の著名な専門家を招いています。

各講演会では、講師がそれぞれの専門テーマについてじっくり解説しますので、新聞、テレビなどのメディアからの情報とは異なり、時局や展望を手触りで捉えることができます。

講演会事業

支部懇談会

全国約150支部でそれぞれ年間10回、講演会を開催します。講師には、政治、経済、国際、防衛、文化などさまざまな分野の専門家や、各支部所在地の地方自治体首長、地元企業経営者などを招いています。支部懇談会は各地域の会員交流の場ともなっています。

全国懇談会

全国の会員を対象に、有力政治家、経済界首脳、官界幹部、主要国駐日大使などによる講演会を年間10回開催します。講演での重要発言は各方面に大きな反響を呼んでいます。

会員サービス

◎会員は、全国懇談会と、会員が所属する支部懇談会に参加できます。参加の都度の費用は不要です。会費に含まれています。

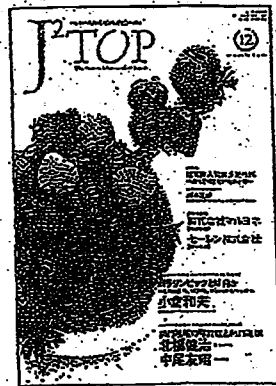
◎会員は、所属支部以外の支部懇談会にも参加できるゲスト会員制度があります。参加費は不要です。

◎会員には月刊会報誌「J²TOP」(ジェイ・ツー・トップ)を定期送付します。

J²TOPは、全国懇談会の講演抄録、内情講師の解説記事、会員企業紹介などお役に立つ情報を掲載しています。

◎内外情勢調査会のホームページの会員専用ページで、全国懇談会の講演内容を動画でご覧いただけます。

◎会費は、昭和32年3月22日付国税庁長官通知で、「会員となることが必要である法人については、これを支出した事業年度の損金に算入される」ことになっています。



会報誌「J²TOP」

入会案内

◎法人、個人どなたでも随時ご入会できます。

◎年会費制。入会金は不要です。

◎ご入会のお問い合わせは、内外情勢調査会あるいはお近くの時事通信社の支社・総局・支局へご連絡ください。

お問い合わせ先

一般社団法人 内外情勢調査会 〒104-8178 東京都中央区銀座5-15-8

TEL: 03-3546-7040 FAX: 03-3542-8117 URL: <http://www.naijyo.or.jp>

時事通信社の支社・総局・支局

◎北海道地区

札幌 011(241)2801
函館 0138(22)5494
苫小牧 0144(32)2877
帯広 0155(23)3820
釧路 0154(22)5763
旭川 0166(24)2266

◎東北地区

仙台 022(223)2900
青森 017(776)3155
秋田 018(823)6591
盛岡 019(622)2442
山形 023(631)2157
福島 024(531)8351
郡山 024(933)6611
いわき 0246(25)2225

◎関東・甲信越地区

東京 03(3546)7057
立川 042(525)5022
横浜 045(681)3025

川崎 044(244)1300
厚木 046(229)5387
湘南 0463(23)5333
千葉 043(224)2011
さいたま 048(822)1525
川越 049(223)0333
前橋 027(231)1120
宇都宮 028(622)1731
水戸 029(221)3907
つくば 029(852)6171
甲府 055(224)3121
長野 026(232)3230
松本 0263(33)2077
諏訪 0266(52)1331
新潟 025(246)8311

◎中部地区

名古屋 052(231)4649
豊橋 0532(55)5711
岡崎 0564(22)7450
静岡 054(252)1823

浜松 053(453)4335
沼津 055(963)5115
岐阜 058(262)9749
津 059(228)2853
富山 076(432)6754
金沢 076(221)3171
福井 0776(57)1640

◎近畿地区

大阪 06(6223)1213
堺 072(232)9752
京都 075(221)5454
神戸 078(362)5606
阪神 06(6413)1091
姫路 079(223)3135
大津 077(522)3915
奈良 0742(22)4511
和歌山 073(422)5529

◎中国地区

広島 082(221)9361
岡山 086(222)7601

鳥取 0857(22)2800
松江 0852(21)3594
山口 083(922)0787

◎四国地区

松山 089(921)6101
高松 087(821)6111
徳島 088(622)3166
高知 088(872)1717

◎九州・沖縄地区

福岡 092(741)2536
久留米 0942(33)5436
北九州 093(521)4631
下関 0832(66)2344
佐賀 0952(26)3434
長崎 095(822)5680
熊本 096(325)5300
大分 097(534)5500
宮崎 0985(29)9111
鹿児島 099(226)0565
那覇 098(867)1211

No. 20240100001707-001

請求書

〒 689-2315 (顧客番号)

2024年1月31日
(2024年1月1日～2024年1月31日)

鳥取県東伯郡琴浦町上伊勢118

語堂 正範 様



新日本海新聞社



本社 〒680-8688

鳥取市富安2丁目137番地

TEL0857-21-2887

中部本社 〒682-8505

倉吉市上井町1丁目156番地

TEL0858-26-8300

毎度格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。
ご照合の上お支払方よろしくお願い申し上げます。

登録番号 T5270001000307

前月繰越額	当月ご入金額	当月お申込額	当月消費税	当月ご請求額	翌月繰越額
0	0	50,000	5,000	55,000	55,000

支払期限

2024/02/29

得意番号	掲載日	件名(内容)	スーパース	面	単価	金額
0293-0	1/01	年会費 2024年日本海政経懇話会 鳥取県議会議員 語堂正範様分		0	0	50,000

No. 20240100001707-001

領収証

請求月日

2024/01/31

〒 689-2315

(顧客番号)



新日本海新聞社



鳥取県東伯郡琴浦町上伊勢118

語堂 正範 様

TEL 0858-52-3453

本社 〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地

TEL0857-21-2887

中部本社 〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地

TEL0858-26-8300

ご請求額内訳

10月分以前	11月分	12月分	01月分
0	0	0	55,000

当月ご請求額

55,000

領収
月日

2024年 2月15日

※金額を訂正した
もの、社印及び
係印のないもの
は、無効としま
す。

不許複製

入金内訳	現金	1				¥	5	5	0	0	0
	小切手	2									
	振込	3									
	手形	4									
	相殺	5									

下記の通り領収致しました。

領収額

¥55,000

値引額

取扱者



200

お振込みの際の手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

- 口座名義 ■
株式会社 新日本海新聞社
- 取引銀行 ■
山陰合同銀行 倉吉支店 (普) 2417411
鳥取銀行 倉吉中央支店 (普) 0026415
倉吉信用金庫 本店営業部 (普) 020489
鳥取信用金庫 倉吉支店 (普) 093213

ご請求内訳	当月お申込額	当月お支払額
10% 対象額	50,000円	50,000円
10% 消費税	5,000円	5,000円
合計	55,000円	55,000円

日本海政経懇話会

Nihonkai seikei konwakai

2024年 日本海政経懇話会のご案内

日本海政経懇話会は日本を代表する論客や実業家、著名人らを講師に迎え
時機をとらえたテーマを設定し、講演会を開催しております。

皆さまの経済・地域・社会活動、そして日本と地域の将来を描く一助になれば
幸いです。

2024年の主な予定講師

※日程、講師は
変更となる場合があります。

〈3月例会〉



松井 一郎氏
元大阪府知事・前大阪市長

〈4月例会〉



馬 渕 磨理子氏
経済アナリスト

〈6月例会〉



杉村 太蔵氏
元衆議院議員

会員
募集

年会費 (1月～12月)

55,000円 (消費税込み)

年間6回の例会開催のほか、会員特典もございます。詳細は裏面またはHPをご覧ください。



日本海政経懇話会
会員サイトQR

日本海新聞

日本海政経懇話会2024年 会員特典

① 日本海新聞主催イベントへの優待及び割引制度

日本海新聞が2024年に開催するイベントの優待、または入場料を会員様限定で割引します。優待・割引制度に関してはその都度ご案内いたします。イベントにより対象外もありますので、ご了承ください。

② 日本海新聞旅行部が提供する企画旅行を5%割引

日本海新聞旅行部が企画、販売する旅行代金を会員様限定で5%割引します。同伴のご家族の方も対象に含まれます。

定例会と特別例会への出席

各界で活躍する著名な講師を迎え、東・中・西部の各会場で開催する年に6回の定例会、特別例会に出席できます。会員はどの会場でも参加可能です。

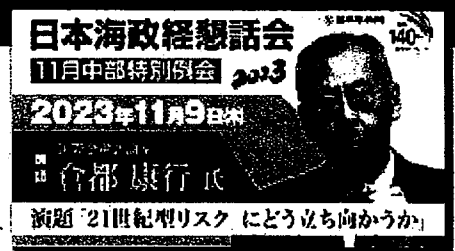
例会参加特典として、講師との ①食事会の開催(会場・人数限定) ②名刺交換会 ③サイン本抽選プレゼントを予定。

※講師や時間の都合により開催できない場合もあります。

会員向け専用HP

例会の開催案内や講演のアーカイブ視聴などの情報を提供します。
※講師によりアーカイブ視聴配信不可、視聴期間が限定される場合もございます。あらかじめご了承ください。

※講師によってはYouTubeでの
アーカイブ視聴をHPにアップします



日本海政経懇話会規定

■ 第1章 総 則

第1条 本会は日本海政経懇話会と称する。

第2条 本会は中央との緊密な交流を図り、地域開発を促進する。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、中央の政治、経済、文化情勢を速やかに知るとともに、山陰の政治、経済、文化情勢を中央に反映させるため、例会を開催するほか、これらの情報、資料を収集する。
- 2、その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会の事務局は倉吉市上井町1丁目156、新日本海新聞社中部本社内におく。また会の運営を円滑に行うため地区事務局をおくことができる。

第5条 本会の例会など一切の企画、運営は新日本海新聞社が行う。

■ 第2章 会 員

第6条 本会を組織し、維持するために会員をおく。

第7条 本会の趣旨に賛同し会員になろうとするものは、所定の申込書をもって本会に申し込むものとする。

第8条 会員の権利、義務は、会費を納付した時から発生する。

第9条 入会期間は1ヵ年(1月～12月)を単位とし、名義変更は届け出によって何時でもできる。

第10条 本会を脱会しようとする時は、脱会届出書を事務局に提出しなければならない。届け出のない会員は自動的に会員の資格を継続する。

第11条 会員が本会の運営を妨げるなど名誉を毀損する行為をした場合、事務局はその会員を除名することができる。(会費は返却しない)

■ 第3章 会 費

第12条 会費は年額55,000円(消費税込)とする。

第13条 会費の納入は原則として前納とし、入金後の返金はしない。

第14条 会員は原則として会費以外の経費負担をしない。

■ 第4章 支 部

第15条 本会に支部を組織する。支部は原則として1地区の会員100人以上を単位として組織する。

第16条 例会は原則として支部単位に開催する。

■ 第5章 役 員

第17条 本会の運営を円滑に行うため次の役員と職員をおく。

- 1、代表世話人 1名 2、事務局長 1名 3、地区事務局長 1地区1名

第18条 代表世話人は新日本海新聞社代表取締役社長とする。事務局長は代表世話人が任命する。

第19条 役員任期は別に定めない。

第20条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

日本海政経懇話会事務局

東部支部(本社)

新日本海新聞社本社
地域プロデュース局ビジネス支援部内
〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地
TEL.0857-21-2885 FAX.0857-21-2891
E-mail: seikeikon@nnn.co.jp

但馬支社
〒669-6701 兵庫県美方郡新温泉町芦屋155-1
TEL.0796-82-4541 FAX.0796-82-4544
E-mail: tajima@nnn.co.jp

中部支部(中部本社)

新日本海新聞社中部本社
地域プロデュース局ビジネス支援部内
〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地
TEL.0858-26-8340 FAX.0858-26-8310
E-mail: k-seikeikon@nnn.co.jp

西部支部(西部本社)

新日本海新聞社西部本社
地域プロデュース局ビジネス支援部内
〒683-8520 米子市西三柳3060番地
TEL.0859-34-8813 FAX.0859-34-8817
E-mail: s-seikeikon@nnn.co.jp

No. 20250100001407-001

4-2

請求書

2025年1月31日
(2025年1月1日～2025年1月31日)

〒689-2315 (顧客番号 [REDACTED])

鳥取県東伯郡琴浦町上伊勢118

語堂 正範 様



株式会社 新日本海新聞社



本社 〒680-8688

鳥取市富安2丁目137番地

TEL0857-21-2887

中部本社 〒682-8505

倉吉市上井町1丁目156番地

TEL0858-26-8300

毎度格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。
ご照合の上お支払方よろしくお願い申し上げます。

登録番号 T5270001000307

前月繰越額	当月ご入金額	当月お申込額	当月消費税	当月ご請求額	翌月繰越額
0	0	50,000	5,000	55,000	55,000

支払期限

2025/02/28

伝票番号	掲載日	件名(内容)	スペース	面	単価	金額
0391-0	1/01	年会費 2025日本海政経懇話会		0	0	50,000

No. 20250200000663-001

領収証

請求月日

2025/02/28

〒689-2315 (顧客番号 [REDACTED])

鳥取県東伯郡琴浦町上伊勢118

語堂 正範 様

TEL 0858-52-3453



株式会社 新日本海新聞社



本社 〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地

TEL0857-21-2887

中部本社 〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地

TEL0858-26-8300

ご請求額内訳			
11月分以前	12月分	01月分	02月分
0	0	55,000	0

当月ご請求額

55,000

領収
月日

7年3月31日

※金額を訂正した
もの、社印及び
係印のないもの
は、無効としま
す。

不許複製

入金内訳	現金	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
	小切手	2									
	振込	3									
	手形	4									
	相殺	5									

下記の通り領収致しました。

領収額

55,000

値引額

取扱者

200

お振込みの際の手数料は、お客様のご負担をお願い致します。

- 口座名義 株式会社 新日本海新聞社
- 取引銀行 山陰合同銀行 倉吉支店 (普) 2417411
- 鳥取銀行 倉吉中央支店 (普) 0026415
- 倉吉信用金庫 本店営業部 (普) 020489
- 鳥取信用金庫 倉吉支店 (普) 093213

ご請求内訳	当月お申込額	当月お支払額
10% 対象額	50,000円	50,000円
10% 消費税	5,000円	5,000円
合計	55,000円	55,000円

日本海政経懇話会規定

■ 第1章 総 則

第1条 本会は日本海政経懇話会と称する。

第2条 本会は中央との緊密な交流を図り、地域開発を促進する。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1、中央の政治、経済、文化情勢を速やかに知るとともに、山陰の政治、経済、文化情勢を中央に反映させるため、例会を開催するほか、これらの情報、資料を収集する。

2、その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会の事務局は鳥取市富安2丁目137、新日本海新聞社鳥取本社内におく。また会の運営を円滑に行うため地区事務局をおくことができる。

第5条 本会の例会など一切の企画、運営は新日本海新聞社が行う。

■ 第2章 会 員

第6条 本会を組織し、維持するために会員をおく。

第7条 本会の趣旨に賛同し会員になろうとするものは、所定の申込書をもって本会に申し込むものとする。

第8条 会員の権利、義務は、会費を納付した時から発生する。

第9条 入会期間は1ヵ年(1月～12月)を単位とし、名義変更は届け出によって何時でもできる。

第10条 本会を脱会しようとする時は、脱会届出書を事務局に提出しなければならない。届け出のない会員は自動的に会員の資格を継続する。

第11条 会員が本会の運営を妨げるなど名誉を毀損する行為をした場合、事務局はその会員を除名することができる。(会費は返却しない)

■ 第3章 会 費

第12条 会費は年額55,000円(消費税込)とする。

第13条 会費の納入は原則として前納とし、入金後の返金はしない。

第14条 会員は原則として会費以外の経費分担をしない。

■ 第4章 支 部

第15条 本会に支部を組織する。支部は原則として1地区の会員100人以上を単位として組織する。

第16条 例会は原則として支部単位で開催する。

■ 第5章 役 員

第17条 本会の運営を円滑に行うため次の役員と職員をおく。

1、代表世話人 1名 2、事務局長 1名 3、地区事務局長 1地区1名

第18条 代表世話人は新日本海新聞社代表取締役社長とする。事務局長は代表世話人が任命する。

第19条 役員の任期は別に定めない。

第20条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

日本海政経懇話会事務局

東部支部

新日本海新聞社本社

営業局事業部内

〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地

TEL.0857-21-2885 FAX.0857-21-2891

E-mail: seikeikon@nnn.co.jp

但馬支社

〒669-6701 兵庫県美方郡新温泉町芦屋155-1

TEL.0796-82-4541 FAX.0796-82-4544

E-mail: tajima@nnn.co.jp

中部支部

新日本海新聞社中部本社

営業部事業課内

〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地

TEL.0858-26-8340 FAX.0858-26-8310

E-mail: k-seikeikon@nnn.co.jp

西部支部

新日本海新聞社西部本社

営業局事業課内

〒683-8520 米子市岡三柳3060番地

TEL.0859-34-8813 FAX.0859-34-8817

E-mail: s-seikeikon@nnn.co.jp

689-2315
東伯郡琴浦町上伊勢118

語堂正範 御中

TEL 0858-52-3453

FAX 0858-52-3453

月刊政経レポート
株式会社 山陰政経研究所

〒680-0911

本社 鳥取市千代水4-18 丸信ビル

TEL (0857) 28-4411

FAX (0857) 28-4091

登録番号 T7270001000239

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御売上額	消費税	今回御請求額
			23,400	2,340	25,740

日付 伝票番号	商品コード / 商品名	数量	単位	単価	金額
令和07/04/07					課10.0%
00000072	レポート購読料(12ヵ月分) R6/1-R7/3	1	部	25,740	25,740
	【合計 課税10.0% 税抜額】				23,400
	【合計 課税10.0% 消費税額】				2,340

領 収 証

No. 002808

語堂正範 様

7年4月18日

金額	¥ 2 5 7 4 0	円
----	-------------	---

但し

内 訳	現金	
	小切手	

上記金額正に領収致しました

収 入

印 紙

取扱者

月刊政経レポート	2025年1月～2025年3月分
企業年鑑	年版 冊分
読者カード送料	
企業年鑑広告料	
署中見舞広告料	
年賀広告料	

山陰政経研究所 2025年4月18日

株式会社 山陰政経研究所

鳥取市千代水4-18

TEL (0857) 28-4411 FAX (0857) 28-4091

政経レポート 企業年鑑

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名: 語堂 正範

領収書等番号: 6-1

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係（鳥取県議会自由民主党）	12,090	精算書のとおり
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	4,573	収支決算書のとおり
山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会	6,348	収支決算書のとおり
鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟	6,888	収支決算書のとおり
鳥取・岡山県境議員連盟	2,262	収支決算書のとおり
政務活動費計上額合計	32,161	

※1) 会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2) 「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。